

◆21番（浅沼美弥子） 21番、公明クラブの浅沼美弥子でございます。

初めに、新印西市の誕生まことにおめでとうでございます。印西市にとりまして歴史的な年に当たり、縁があり、印西市民の一人としてこの場に立たせていただいております。改めて人の縁、土地の縁、時の縁の不思議さを感じる次第でございます。今を大切に、そして心新たにこれまで以上に印西市民のために一生懸命働いてまいる決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、通告に沿って質問に入ります。1、合併後の事務事業の調整等について。合併協議会の調整方針において、合併後新市において調整するとされていた項目について、進捗状況をお伺いいたします。既に「広報いんざい」に掲載され、市民に経過がわかっているものについては除かせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2、介護保険制度等について。今やだれもが避けて通ることのできないと言っても過言ではない身近な問題、介護。日本の介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして平成12年、2000年4月に創設され、今年で10年になりました。全体的には円滑に施行されており、国民にも広く定着してきた感がいたします。その一方、介護現場では問題が山積しております。介護施設に入居を希望してもなかなか入れない待機者問題、高齢者が高齢者を介護する老老介護は、介護世帯の半数を超えました。また、自宅で介護する家族の4分の1にうつ状態が疑われている介護うつの問題も深刻です。さらに、介護のために離職、転職を余儀なくされるシングル介護の問題、増え続ける独居高齢者を社会がどのように支えるのかなどなど、課題はメジロ押し状況です。

そこで、公明党では、介護の充実こそ最重要課題と位置づけ、昨年11月から12月にかけて全国3,000名以上を超える議員が介護現場のアンケート調査を実施する介護総点検運動を展開いたしました。その結果、47都道府県、10万件を超える貴重な声を聞き取ることができました。中でも介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という3つの不足に対する不安の声が数多く寄せられ、課題や改善すべき点について浮き彫りにすることができました。公明党では、この調査結果をまとめ、本年2月24日、「新・介護公明ビジョン」として鳩山首相に提出。これは平成37年（2025年）に向けて、「安心して老後を暮らせる社会へ12の提案と、早急を実施すべき64の対策」を提言したものとなっております。公明クラブとしては、市の担当課にお届けをさせていただきました。これまでも議会質問で高齢者住宅の問題や介護予防の拡充などを取り上げさせていただいてきましたが、今回はそれ以外の問題から、アンケートをもとに以下5点質問させていただきます。

（1）、介護保険制度等の周知について伺います。

（2）、要介護認定審査等について。介護認定については、認定審査に時間がかかり過ぎるという声が7割弱と最多を占めました。市の現状をお聞かせください。

（3）、介護従事者確保等について。この問題については、介護職員の処遇改善が重要な課題となってきております。介護保険制度発足以来、要介護者本人や家族への支援が中心で、現場で働く人への支援という視点が欠けておりました。今後の高齢社会を考えると、介護人材の確保は大変重要です。ところが、収入が少なく生活できないという理由で、数年で仕事をやめてしまう人

が多いのが実態です。国では、昨年4月に介護報酬の3%アップを行い、さらに10月には4,000億円近い補正予算を組み、介護職員処遇改善交付金を創設いたしました。そこで、現場ではこの交付金を利用して処遇改善策がとられているのか、当市の現状をお伺いいたします。

(4)、介護支援ボランティア制度等について。この制度については、東京都稲城市などからの提案を受け、平成19年5月に国が認めた先進的取り組みとして全国に広がってまいりました。介護保険を守り支えるためには、元気な高齢者がふえていくことが重要であり、高齢者がやりがいと喜びを持って介護予防に取り組める支援システムとして、本市としても本年度から実施をすとお聞きしておりました。現在どのようになっているのかお伺いいたします。

(5)、在宅介護の支援について。現状と合併によるサービス内容の拡充点についてお伺いいたします。

3、障害年金の案内について。身体障害者手帳を所持している方の中には、公的年金制度の障害年金を請求すれば受給できる可能性があるにもかかわらず、制度の存在や対象になることを知らずに申請せず、受給漏れの人が相当数いるのではないかと指摘があります。厚生労働省が平成21年6月に全市区町村を対象に行った調査によると、身体、知的、精神障害者に障害者手帳を交付する際、障害年金の周知をしていなかった市区町村が全国で428、千葉県内では8市町に上ることがわかりました。新聞で報道されたとおり、本市も該当しておりましたので、これまでの経緯と対策についてお伺いをいたします。

4、防犯灯等の設置管理について。問題点と対策等についてお伺いをいたします。

5、口蹄疫について伺います。先月4月20日、宮崎県で発生した家畜伝染病、口蹄疫の被害は爆発的に拡大、殺処分の対象となる牛や豚は約32万頭に上り、この中には宮崎牛ブランドを初め松阪牛などの子牛の供給源でもある貴重な種牛も含まれていると伺います。宮崎県知事は、5月18日、非常事態宣言を発令、5月22日には、被害の拡大阻止に向け、発生の集中した一定地域を対象に、全頭殺処分を前提にした家畜へのワクチン接種を開始いたしました。そうした中、特例的に避難させた種牛6頭のうち1頭にも感染の疑いが発覚し、殺処分される等、宮崎の肉用牛産業は危機的な状況になっております。感染経路について解明されていないことから、いつどこで発生するかもしれないと、畜産農家への不安が広がっております。現状と対策についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

◎市長(山崎山洋) 浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁いたします。3については私から、その他については担当部長から答弁いたします。

3の障害年金の案内について、案内に対するこれまでの経緯と対策についてお答えいたします。障害年金の周知につきましては、制度による関連性がなく、障害者手帳の障害等級と国民年金、厚生年金障害等級では判断基準が異なるため、障害者手帳の交付を受けられても障害年金の保障制度には該当しないこともあることから、これまで積極的な周知はしておらず、問い合わせがあった場合には、担当部署である国保年金課に案内しておりました。国保年金課においては、障害者手帳の所持にかかわらず、国民年金に加入する方に年金制度のパンフレットを配布し、概要説明をしております。その中で、国民年金の未納期間が存在すると、障害者になっても障害年金をもらえない場合があるという障害年金の受給資格についての説明をしております。また、年に

1度広報により周知をしているところでございます。

次に、対策についてでございますが、日本年金機構から送付されました障害年金周知用のチラシに今回市独自に問い合わせ先電話番号を追記して、障害者手帳申請時または交付時等に配布するとともに、障害福祉のしおりにチラシを差し込み、障害年金を周知することとし、本庁窓口を初め各支所窓口においても既に対応しているところでございます。

そのほかについては、担当部長から答弁をいたします。

◎企画財政部長(大瀧洋) 1、合併後の事務事業の調整等についてお答えいたします。

合併協定項目の調整方針のうち、合併後新市において調整する、あるいは検討、策定するなどされた事務事業につきましては、主に施設、窓口等に係る利用形態や施設の使用料など、市民生活の激変緩和の観点から、合併時は旧市村の制度を引き継いだ事項と、各種計画のように、政策的な判断を踏まえ、新市として検討、策定するとした事項が対象となります。対象数としましては、合併協定項目のうち、新市において調整あるいは検討、策定するとした事務事業は56項目でございます。この中で調整が整ったものについて申し上げますと、ごみの分別、収集等に係る家庭用廃食油の回収拠点につきまして、現状の8カ所に印旛支所、本埜支所、印旛公民館及び滝野出張所の4カ所を新たに追加し、設置につきましても既に完了しております。また、現状でおおむね方向性が整いつつあるものについて申し上げますと、総合計画の策定につきましては、合併協議会で作成されました新市基本計画を踏まえて、平成24年度を初年度とする計画の策定作業を現在進めているところでございます。

続いて、選挙時の開票所に関する事項としましては、間もなく国政選挙も控えておりますので、西の原中学校を開票所とすることで現在調整を進めているところでございます。調整方針に基づく事務事業の調整に当たりましては、それぞれの項目により調整の時点も異なりますので、今後状況等を勘案しながら適切な時期に順次調整を図ってまいりたいと考えております。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) 2の(1)の介護保険制度等の周知につきましてお答えを申し上げます。

市といたしましては、ホームページに掲載するとともに、パンフレットを用いながら、窓口及び出前講座におきましては、各自治会、町内会などに対し、介護保険制度の相談から申請、認定結果、その後の介護サービスの利用方法などを説明し、周知を図っているところでございます。また、中央公民館主催の市民アカデミーにおきましても周知を図っているところでございます。

次に、(2)の要介護認定審査等につきましてお答えを申し上げます。本年4月からは、5つの合議体にて審査判定を行っております。1回当たりの審査判定件数は30件から40件程度であり、一月6回ほど開催をしております。なお、申請から認定結果が出るまでの期間でございますが、現状といたしましては、特殊な事情を除き、30日以内で決定している状況でございます。

次に、(3)の介護従事者確保等につきましてお答えを申し上げます。各都道府県におきましては、平成21年度から介護職員の処遇改善を図ることを目的とし、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対しまして、介護職員の賃金改善に充当するための交付金を支給することにより、介護職員の処遇等を改善し、介護従事者の確保等を図っているところでございます。平成21年度の介護職員処遇改善交付金の申請状況について、交付対象となります市内の35事業所に確認しましたところ、25事業所が交付申請したとの回答がございました。市といたしましては、引き続き

制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(4)、介護支援ボランティア制度等につきましてお答えいたします。まず、介護支援ボランティア制度の導入についてでございますが、平成 20 年度末に策定いたしました第 4 期高齢者福祉計画、介護保険事業計画におきまして、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進するため、介護支援ボランティア制度の導入を重点課題の一つとしております。平成 21 年度の検討委員会を経て実施要綱案がまとまり、現在平成 22 年 7 月 1 日の開始を目指し、準備を進めているところでございます。具体的な内容につきましては、介護保険制度の中の介護予防事業における一般高齢者施策といたしまして、国の交付金を活用する事業でございます。財源といたしましては、国が 25%、社会保険診療報酬支払基金が 30%、県及び市がそれぞれ 12.5%、残りの 20% を 65 歳以上の第 1 号被保険者保険料で賄うものでございます。対象となる高齢者は、65 歳以上の印西市における介護保険第 1 号被保険者となります。事業内容につきましては、高齢者が行った介護支援ボランティア活動に対しまして評価ポイントを付与し、当該高齢者の申し出により、その年度ごとに 5,000 円を限度といたしまして評価ポイント転換交付金をご本人に交付するもので、実質的な介護保険料負担の軽減になるものと考えております。また、介護支援ボランティア受け入れ施設につきましては、市長があらかじめ指定するもので、特別養護老人ホーム 4 カ所、介護老人保健施設 1 カ所、介護療養型医療施設 1 カ所、有料老人ホーム 1 カ所、グループホーム 5 カ所、小規模多機能施設 1 カ所の介護老人福祉施設で、合計 13 施設を予定しております。

続きまして、(5)の在宅介護の支援につきましてお答えを申し上げます。平成 22 年 3 月 31 日現在、要介護等認定者は 1,930 名であり、そのうち介護施設に入所している方は 382 名、認知症グループホーム等を利用している方は 89 名、在宅で介護サービスを利用している方は 1,137 名、その他 322 名という状況でございます。ご質問の在宅での介護支援につきましては、介護支援専門員が要介護等認定者の身体状況や精神状況、生活状況、介護者の介護状況などを考慮し、本人及び家族の同意のもと介護サービス計画を作成し、訪問介護、通所介護、短期入所などの介護サービス等を提供しているところでございます。また、相談体制につきましては、市役所の閉庁時の相談窓口として市内に 3 カ所在宅介護支援センターを設置し、介護などの相談を受けており、市民がいつでも相談ができる体制をとっているところでございます。

次に、合併後の在宅サービス等でございますが、印旛地区及び本埜地区におきまして、外出支援サービス事業、高齢者等居室等増改築資金利子補給金事業、配食サービス事業、福祉カー貸付事業、階段昇降機貸付事業などの事業が利用できるようになります。このほか、印旛地区では敬老祝金事業、本埜地区では高齢者日常生活用具給付等事業、紙おむつ給付サービス事業が利用できるようになります。

次に、介護保険サービスでございますが、地域密着型サービスであります認知症のグループホームや小規模多機能型居宅介護サービスなどにつきまして、今後は通常の介護サービスと同じように受けることができるようになるものでございます。

以上でございます。

◎市民部長(荻原和重) 4の防犯灯等の設置管理上の問題点と対策等についてお答えいたします。

防犯灯につきましては、町内会、自治会等が設置し、維持管理するものでございますが、地域

の方々が自分たちの住む地域の夜間における防犯上の不安箇所や交通上の危険箇所を抽出し、同所に防犯灯を設置して明るくすることにより不安や危険を解消する、地域における自主防犯活動の一つであると考えております。この活動を通じて、地域の安全は地域で守るという機運が高まれば、地域住民の連帯感を高め、コミュニティを形成する要因の一つになるものと考え、市ではこの活動を支援するため、印西市防犯灯設置等補助金交付規則に基づき、事業展開を行っております。事業内容は、防犯灯の設置や修繕に関しまして、その経費の85%を、電気料につきましては本年4月1日より100%相当を補助いたしますが、防犯灯の数量につきましては、今回の市村の合併に伴いまして、防犯灯及び歩道照明合わせて約9,500灯に増加いたしました。また、電力会社との契約内容につきましては、定額灯、公衆街路灯A、公衆街路灯Bなどに区分されている状況でございます。このようなことから、防犯灯増加に伴う電気料の削減につきましては必須事項であることを深く認識し、さらに先進事例を調査検討するとともに、一括前払いを含めた電力会社のサービスにつきましては、関係各課や電力会社と協議を進めております。

また、その他の問題として、管理を町内会、自治会等が行いますことから、役員の方の変更の際の引き継ぎ上の問題や、町内会、自治会等の境に設置された防犯灯の管理の問題、町内会、自治会に加入する世帯と未加入の世帯との負担の問題などが発生している町内会、自治体等があると伺っております。このような問題につきましては、地域により解決していただくことが基本であると考えますが、問題が深刻化、長期化するおそれがある場合には、市といたしましては、関係各課で連携し、市としてできます対策を講じてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、それぞれの町内会、自治会等の話し合い、協議の中で防犯灯の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎環境経済部長(半田實) 5の口蹄疫についてお答えいたします。

初めに、口蹄疫ですが、牛や豚など2つに割れたひづめのある動物がかかる伝染病で、症状は、口の中などに水膨れができたり、発疹したりし、感染した家畜は肉の質が落ち、乳が出にくくなります。なお、人間には感染をしないということでございます。

4月20日、宮崎県で発生しました口蹄疫につきましては、国、県等により、感染した家畜全頭の殺処分や、畜舎、車両、道路等の消毒などを行い、封じ込みに全力で取り組んでいるところでございます。さらに、感染の拡大を防止する対策といたしまして、家畜伝染病予防法に基づき、発生地から半径10キロ圏を牛や豚を畜舎から動かさない移動制限区域に、20キロ圏を区域外に移動できない搬出制限区域に定め、移動を制限しております。

また、千葉県におきましては、千葉県家畜伝染病予防規則に基づきまして、感染地からの牛等の移入を禁止しており、さらに千葉県北部家畜保健衛生所により、酪農家や養豚農家に予防対策や消毒の仕方等の情報提供を行い、指導しているところでございます。本市におきましても、家畜防疫協会の総会におきまして、防疫を徹底する旨、該当農家に指導してきたところでございます。また、市家畜防疫協会では、口蹄疫の予防措置として、消毒用の消石灰を市内の畜産農家に約6トン配布する予定でございます。

なお、本市の家畜農家数ですが、平成22年3月末現在で酪農家が5戸、320頭、養豚農家が

3戸、2,620頭飼育されている状態でございます。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) それでは、1問ずつ再質問をさせていただきます。

1、合併後の事務事業の調整等について、おおむね方向性の整いました点についてご回答をいただきました。さて、再質問なのですけれども、市民の皆様からの声がありました教育部関連、この調整事項の進捗状況を教えていただきたいと思っております。具体的には、博物館等整備計画、公民館各種講座、学校教育事業、この3点についてお伺いいたします。時間の関係で申しわけありません。一括でお願いいたします。

◎教育部長(山口和善) それでは、ご質問にお答えいたします。

合併後の新市の博物館等整備計画につきましてお答え申し上げます。新市の博物館等整備計画につきましては、市内には数多くの貴重な文化財や史料が存在いたしますので、これらの文化遺産を活用しながら地域の歴史や文化を広く公開できる展示施設や、郷土意識を高めることができる学習拠点施設等の整備について今後調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、公民館各種講座に関する整理調整につきましてお答えいたします。各公民館では、地域特性や住民ニーズを考慮した各種主催事業を展開しておりますが、合併に当たり市民サービスの低下とならないよう、計画された各種講座等は当面現行のとおり実施しながら、より効果的で参加しやすく、魅力のある内容とするため、類似事業の見直しと実施時期の調整を主に、協定項目の調整方針に基づき、事務担当者による公民館連絡会議を定期的で開催して、この中で整理調整作業を実施しております。

続きまして、学校教育関係事業につきましてお答え申し上げます。まず、公立幼稚園の入園資格につきましては、現状で問題がないと考えておりますので、今後も継続してまいります。また、園児用送迎バスの運行につきましては、在園している利用者のサービスの低下とならないように現状のとおり運行をしてまいります。園児用送迎バスの利用料金につきましては、今年度中に調整を図り、統一した料金体系としていきたいと考えております。

次に、スクールバス事業につきましては、運営方法に違いがありましたので、市が運営する方法に統一しました。また、利用料金につきましては、今年度中に調整を図り、統一した料金体系としていきたいと考えております。

続きまして、最後に印旛幼稚園の給食につきましては、各方面からの意見などを聞きながら検討してまいります。当面は現状のまま給食を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) どうもありがとうございました。ご回答いただきました。その中で、公民館事業なのでございますけれども、今ご回答をお聞きしましたところ、現状と変わらないというような感じに聞こえます。しかしながら、行政と市民の皆様との間に少しずれがあるのではないかなと感じておりますので、現状をしっかりと把握していただきまして、ご検討をお願いしておきたいと思っております。それで、これはすべてに共通することなのでございますけれども、決まったことを関係する方々にぜひとも確実に伝わるようにしていただきたいと思っております。これは、合併後、市民の方からの相談で私も気がついたのでございますけれども、新たに始まったことというのはとてもわかりやすくなっております。一方、制度自体はあったのだけれども、その内容に一部変化があった場合が

行政側も市民側もうっかりしやすいということです。具体的に申し上げますが、福祉関係で言いますと、紙おむつ給付サービス、これは合併後、申請が200件以上殺到したそうです。職員は驚いたとおっしゃっておいりましたし、殺到したということでご苦労だったと思いますが、市民の方には大変に喜ばれております。それに対しまして、障害者の福祉タクシー事業、これについては、制度はありましたけれども、本埜についてですが、これまで精神障害者については、本埜も印旛も精神障害者の方の1級の人のみが対象でございました。これに対しまして、合併後は2級の方も対象となりましたので、2級の方にそのことが伝わらないといけません。しかしながら、合併協議会だよりの新市サービスのご案内等にはそういった細かいところまで案内されておりません。せっかくのサービスが利用できずにいる人がいらっしゃるということになります。そういったことも実際ありましたので、今後も事務事業の調整で決定した事項等が関係者の皆様に伝わるようにきめ細かい対応をお願いして1の質問を終わります。

次に、2、介護保険制度等についてです。(1)、介護保険制度の周知についてですが、先ほど申しましたアンケート調査によりますと、全体でも3割の人が介護制度について余りよく知らないというアンケート結果が出ております。今後もさらなる普及啓発に努めていく必要があると思います。また、サービスの内容とか施設の情報、こういったものが少ないという声もあります。印西市において、高齢者福祉のしおり、この充実と活用など今後ぜひ工夫して制度等の周知を十分に行っていただきたいと思います。後の質問にも関連した質問がございますので、ここでの再質はございません。

次に、(2)、要介護認定審査等についてです。法律上では、介護申請から30日以内に決定するとの規定がありますが、アンケートでも、利用者や事業者さんからの意見のうち7割弱の方が認定審査に時間がかかり過ぎると回答をしております。その理由の一つとして、介護認定時に必要なお医者様からの意見書、この提出が滞る場合があるということですが、その点に対して市ではどのような対策をおとりになっているのかお伺いをいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

主治医の意見書がおくれている場合につきましては、市から病院へ連絡を入れまして、提出を促しているということでございます。また、被保険者が受診しないということで主治医の意見書が記載できていないという場合につきましては、市から被保険者に連絡を入れ、受診をしていただけるように促しているところでございます。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) ありがとうございます。

次に、末期がんの患者さんの場合についてです。病院からの退院に当たって、要介護認定は速やかに出せるようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

市といたしましては、申請の相談があったときには、申請日から約1週間以内に認定調査を実施しているところでございます。また、介護認定審査会への審査判定につきましては、必要書類が整い次第、一番早い審査会で審査判定をかけているところでございます。なお、場合によりましては、審査会の当日に追加で審査判定をお願いすることもございます。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) 安心いたしました。

次に、アンケートの中で、事業者さんからの声で一番多かったのが、事務処理が非常に煩雑過ぎるということでした。この問題を解決することがすぐに使える介護制度への抜本的解決策であると思うのですが、当面の解決策として、例えば市の裁量で、ケアマネジャーさんによる聞き取り調査後、仮認定をして、要介護認定審査会の認定が出るまでの間、必要に応じて速やかにサービスを提供することについてはどうなっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

介護保険制度上、要介護等の認定結果が出た場合は、申請日からさかのぼって介護サービスの給付ができるようになっているところでございます。居宅介護支援事業者または地域包括支援センターのケアマネジャーに依頼をいたしまして、暫定ケアプランということで介護サービスを受けることができる体制になっているところでございます。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) ありがとうございます。

最後に、介護認定審査会、この開催回数についてお伺いいたします。場合によっては、予定している介護認定審査会の開催回数を増加させていく、そのように対応することは可能でしょうか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) 先ほど一月6回審査会を開催するというご答弁申し上げさせていただきましたけれども、一月の審査会の開催回数が合併を機に以前よりも2回ふえたことによりまして、審査件数を均等に割り振ることができるようになり、効率的にもよくなっていると思っております。今後につきましては、審査件数等の状況等、必要に応じ対応してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) 法の精神からいいますと、申請申し込み時点からサービスを受けられることになっておりますけれども、現状は介護保険申請から認定までの期間が長いので、早急にサービスを利用できるよう手だてを講じていることがわかりました。お一人お一人事情が違々と思しますので、今後ともきめ細かい対応をお願いいたします。

それでは、(3)、介護従事者確保等についてに移ります。平成 37 年(2025 年)には、介護従事者が現在の2倍以上必要になるという予測もございまして、アンケート調査によりますと、離職者のうち8割の人が、収入が低い、また心身の負担が大きいと感じていることが明らかになりました。今後介護職員の給料アップは急務の課題でございます。先ほどご答弁いただきました介護職員処遇改善交付金でございますが、事業者から申請をしなければ、交付金は入らないわけでございます。35 事業所中 25 の事業所が申請をしたということでございまして、残りの 10 事業所は交付金をいただいていないということになります。事業所というのは、実際サービスごとの申請となっておりますので、施設ごとの把握ではありません。施設ごとにそれぞれ申請しない事情というのはいろいろあると思います。例えば交付金の対象が介護職員のみに限られているため、看護師さんとか栄養士さんたちとの給料のバランス、そういう問題があるなどです。しかし、施設の中には独自で看護師さんや栄養士さんの方々に対応しているところもあっております。反面、施設から何の説明もありませんという声もあるようでございます。市内施設におきましても、交付金を利用して



介護職員の給料アップを実施したところとしなかったところが実際あるわけでございます。せっかくのこういった国の施策をきちんと反映していくことが人材不足の解消にもつながっていくのではないかと思います。この事業は、平成 23 年度末までということになっておりますけれども、厚生労働大臣は平成 24 年度以降もやっていきたいと方針を述べているようでございます。どの事業所もこの制度を生かして介護従事者の給料がアップできますように、市のほうからの働きかけ、アプローチもぜひお願いをしたいと思います。

それと、もう一点、介護職の人材不足の要因として、介護や介護従事者に対する社会的な評価の低さ、これが指摘されております。そこで、11 月 11 日の介護の日、これは厚生労働省が平成 20 年 7 月に、介護についての理解と認識を高めようということで、いい日、いい日ということで、11 月 11 日を介護の日と定めたようでございます。当市において、この介護の日を中心に介護についての啓発活動を関係機関と連携して行っていってはどうかと思うのですが、その点についてお伺いをいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

平成 21 年度の介護の日の行事を確認いたしましたところ、国及び都道府県の社会福祉協議会が主催となって実行しているものでございました。このようなことから、市といたしましては、引き続きましてこの介護の日の周知を図ってまいりたいというように考えております。

◆21 番(浅沼美弥子) それでは、(4)に移ります。

○議長(出山國雄) 浅沼さん、ちょっとここで休憩したいのですが、いいですか。

◆21 番(浅沼美弥子) はい、結構です。

○議長(出山國雄) ここで休憩します。

2時 25 分まで休憩します。

◆21 番(浅沼美弥子) それでは、2の(4)、介護支援ボランティア制度等についてです。

制度について大変丁寧なご説明をありがとうございます。今後広く周知をし、お元気な高齢者のやる気を引き出し、たくさん登録者となっていただきたいものでございますけれども、登録者をどの程度今見込んでおられるのかお伺いをいたします。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

現在印西市社会福祉協議会が行っておりますボランティアセンターに登録されている 65 歳以上の方のうち約 80 人程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) 登録した人たちが安心してボランティアを行い、また受け入れる側も安心して受け入れていただくために、環境をしっかりと整え、事故のないようにお願いします。

さて、登録者の活動する場所についてでございますが、今のところ施設のみとなっております。今後のことなのですが、地域のひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯のみのおうちがふえてくることを考えますと、ごみ出しとか話し相手など、在宅高齢者を支援する活動にもこういったポイントをつけるなど拡充を検討していく考えはございませんでしょうか。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答えを申し上げます。

独居高齢者や高齢者のみの世帯に対します見守りは非常に大切なことでありますので、その中でも傾聴ボランティアは近年ますます重要なサポートになっていると思っております。今回検討

会におきましては介護老人福祉施設のみで開始をするという結論にはなりましたが、今後3年間の状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) もう一点提案をさせていただきたいと思います。一定期間介護保険を利用しなかった高齢者の方にお元気ポイントなどといったポイントを差し上げる等のシステムがあってもいいのではないかなと思うのですが、やり方によってはボランティア登録につなげることもできると思います。実際これまでに市民の方々から、元気な高齢者をもっと評価してほしいという声をたくさんいただいております。ご検討の考えはございませんでしょうか。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答え申し上げます。

介護保険制度の定着の中、介護認定者の増加に伴い、年々介護保険事業費が伸びておりまして、市といたしましては要介護状態にならないよう各種介護予防事業を展開しているところでございます。平成22年3月末現在の第1号被保険者は1万3,987人で、このうち要介護認定者は1,853人で約13.2%でございます。このようなことから、8割以上の方が負担軽減の対象となる可能性がありますので、これから開始する介護支援ボランティア制度の充実に傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆21番(浅沼美弥子) 一つの制度も地域の多様なニーズに合うように進化させていっていただきたいと思います。ともあれ高齢者にとってボランティア活動を行うことで介護予防にもなり、また介護施設とかかわることで介護に対する住民意識というものが高まっていくことにも通じます。さらには、元気な高齢者がふえるということは、将来の介護給付費の抑制や、また介護保険料の負担軽減にもつながっていくと言われておりますので、まさに一石三鳥ということですね。事業効果が上がりますようにお祈りいたします。また、広報に私たちも努めていきたいと思っております。

次に、3の障害年金の案内についてに移らせていただきます。手帳の等級と年金の等級が同じではないから、積極的な周知はしていなかったというご答弁でございました。印西市では、障害者福祉のしおりにも障害年金についての記載が全くございません。中には、そういった国や県等の制度についても細かく載っている市もございますので、ぜひともそういったところも検討をしなければいいのではないかなと思っております。今回年金機構からのチラシに市独自として案内を追記してくださったということは大変にいいことです。

さて、私が心配するのは、印西市の中にも受給漏れの人がもしやいるのではないかなということでございます。国でも今実態調査が行われております。市におきましてもきっちりと検証をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(寺島龍夫) お答えを申し上げます。

障害年金未受給者への対策といたしましては、わかりやすい制度の案内が重要でありますので、障害者のしおりの充実を図ってまいりたいと考えております。そのほか、障害者手帳を所持している方を対象とした個別通知や、広報紙を活用した方法などが考えられますけれども、具体的な方法につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆21 番(浅沼美弥子) ぜひともよろしく願いいたします。

次に、4の防犯灯等の設置管理についてです。大変に誠実なご回答でございました。ありがとうございます。余りありがたいを言ってしまうと先輩に今言われたところでございますが、接続詞として聞いていただければと思います。問題点については、しっかりと認識はしていただいていることがわかりました。現在の方式で改善できるのなら私は言うことはございません。町内会の中にありながら、町内会の人を通らない道というのがございます。また、駅周辺等、不特定多数の人が通る道も一律に町内会の管理で支障がないのかどうか、ぜひ検討をお願いしたいと思います。市が管理している街灯に関しましては、関係課の職員の皆様には本当に常日ごろから市民の声に敏速に対応してくださっておりまして、市民の皆さんからも大変に喜ばれております。議員といたしましても声の届けがいがあるといのもので、心から感謝をしております。ありがとうございます。いつも本当にお世話になっております。

それでは、最後になりました。5の口蹄疫についてでございます。宮崎の場合でも、初動のおくれが拡大した大きな要因と指摘をされておりますが、万が一当市で口蹄疫が発生した場合、県との連携も含めまして、危機管理体制についてお伺いをいたします。

◎環境経済部長(半田實) それでは、お答えさせていただきます。

万が一当市で口蹄疫が発生した場合の対策でございますが、畜産農家がまず千葉県北部家畜保健衛生所へ連絡することになります。連絡を受けました同衛生所の職員や獣医等が当該農家を訪問しまして、移動の自粛や敷地、側溝等の消毒を行うとともに、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所で口蹄疫か否かの検査を実施することになります。仮に口蹄疫と判断された場合は、宮崎県と同じような対策がとられることになります。市といたしましては、農家への案内、消毒ポイントの立ち会い、周辺農場の検診等への協力などを行うことになっております。なお、消毒薬剤の在庫につきましては、千葉県北部家畜保健衛生所で3日分確保しているとのことでございます。

以上です。

○議長(出山國雄) 時間の配慮をしながらお願いします。

◆21 番(浅沼美弥子) 感染が拡大する一方、封じ込めに成功した市もあるということで、けさのテレビで報道されておりました。えびの市というところです。やはり初動体制の大切さ、これを訴えておきたいと思っております。今回農林水産大臣が現地入りしたのは、感染確認から3週間もたってから、また外遊で不在の間、臨時代理を務めていた宮崎出身の福島大臣も現地入りはしませんでした。こうした現政権の初動のおくれ、危機管理能力のなさが種牛を全滅させる瀬戸際まで追い込んでしまったなどと指摘をされております。そして、ここへ来てあらわれた救世主が家畜改良センターです。和牛会のスーパースター、宮崎で伝説の種牛と呼ばれた「安平」の孫に当たる種牛4頭をこの家畜改良センターが所有しており、宮崎県に提供してくれるということです。この救世主である家畜改良センターは、実は行政刷新会議の事業仕分けの中で事業縮小の決定がされたばかりだといのですから、皮肉なものでございます。

一方、今回の口蹄疫発生後、公明党では対策本部を設置いたしまして、4月29日、5月10日と2度にわたり現地入りし、被害状況の調査や地元の要望を聞き、政府に訴え、特別措置法の制定のために尽力をいたしました。今国会で施行されるこのたびの口蹄疫対策特別措置法には、公

明党が政府に要請しておりました 1,000 億円の確保、また補償の仮払い規定や、地域経済の再建や活性化のための基金の創設等、公明党案が随所に反映されたものとなりました。やはり政治にとって大事なことは現場第一主義だなということを私自身しっかり肝に銘じてまいりたいと思っております。

最後に、我が家の経済状態では宮崎牛が食卓に上るとは思えませんけれども、それはそれといたしまして、一日も早い口蹄疫の終息、そして宮崎牛の再興、復興を心からご祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(出山國雄) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。